

さ　　とう　　きよ　　かず
佐　　藤　　清　　和

学位の種類　　博士（経済学）
学位記番号　　経博第35号
学位授与年月日　平成10年3月25日
学位授与の要件　学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻　　東北大学大学院経済学研究科（博士課程後期3年の課程）
経営学専攻
学位論文題目　　「ヘッジ会計の展開」
　　　　　　　　－FASBの検討作業を中心として－
論文審査委員　　（主査）
　　　　　　　　　教授杉本典之　　教授小倉　昇

論　文　内　容　要　旨

1. 博士論文の概要

今日わが国においても、急速な市場の拡大によって衆目を集めている派生金融商品（以下、デリバティブと表記する）であるが、現行の会計実務において、それらの多くはオフ・バランスシート処理されている。すなわち、それらは契約当初の段階から契約終了（決済）までの間、企業会計上まったく認識されていないのである。

デリバティブは一種の未履行契約であり、かつ取引コストを別とすれば、それは決済時点まで原価を持たない（つまり取得のための対価として実際に受払されるキャッシュフロー等は発生しない）。よって、そのような契約形態を有する対象を取得原価で測定し認識することはできない、というのである。

このような、いわゆるオフ・バランスシート項目は、多様化する資金調達（オフ・バランスシート・ファイナンス）手段として、また各種のリスクにたいする管理手法として用いられ、その取引額は今日増大の一途をたどっているのである。

このような状況のもと、デリバティブ取引の先進国ともいえる米国では、1994年10月に時点で、財務会計基準審議会（以下FASBと略称する）によって、デリバティブに関する開示基準（以下FASと略称する）が公表されている。さらにまた国際会計基準委員会（以下IASCと略称する）

からも、1996年6月には、金融商品に関する開示基準（以下 IAS と略称する）が公表されており、同様の検討作業あるいは基準設定作業は、これまでもその他各国の会計基準設定機関（ないし会計士団体）によって取り組まれてきたのである。

ところが、このような検討作業は、オフ・バランスシート項目に対する会計上の認識および測定（オン・バランスシート化）の問題を先送りにして、その開示基準の設定を先行させたものであった。

しかしながら、会計上の認識および測定というプロセスを経ていない経済事象（この場合のデリバティブ）に関する開示情報とは、果たして会計情報といえるのだろうか。極論すれば、情報開示のみを指向した基準設定を検討するのであれば、会計基準でなくとも、その他の法令による対処策を想定することも可能である。あるいは、これらの議論が、デリバティブに関する脚注情報の充実を目指しているものだとしても、そもそもデリバティブが現行の企業会計制度のもとにある財務諸表本体に計上され得るのか否かについて不明瞭なまま（つまり財務諸表本体の情報内容が不明確なままに）、その脚注情報（補足情報）のみが増大するというのは、やはり対処療法的措置とみなさざるを得ないのではないだろうか。

ところで、デリバティブ等の金融商品に関する会計基準の設定作業において、このような開示基準と認識・測定基準の乖離という、いわば変則的ともいえる状況が生じたのはなぜだろうか。

その原因とは、次の二つの視点から説明することができる。すなわち、その一つは、デリバティブ取引が増大している経済状況そのものに関する事実認識を視点とする説明であり、もう一つは、デリバティブの特性を視野に入れた、会計測定という視点からのそれである。

すなわち前者の視点からは、デリバティブ取引の量的増大という経済状況を背景として、財務諸表の利用者によるデリバティブ関連情報への開示要求が生起し、この要求への対応措置を迫られたことに起因して、前述の開示基準の相次ぐ公表という現象が発現したのである。

一方、後者の測定面としては、現行の会計実務においてオフ・バランスシート化されるというデリバティブの特性に対応する、いかなる認識および測定方法であれば、現行の会計基準と整合性を保持しつつ基準化できるか、という測定理論としての検討の必要性に起因して、その認識および測定の基準化は遅延しているといえるのであり、その問題はまさに現在の FASB や IASC によって中心的な検討課題となっているのである。

なかでも、その認識および測定問題に大きな影響を与えているデリバティブの特性の一つが、ヘッジ会計の問題なのである。本稿は、このような検討過程にあるヘッジ会計について、主として FASB によって公表された文書類を資料として用い、それらに検討を加えることによって、ヘッジ会計の意義、その計算および測定構造、さらに現行の企業会計に与える影響ないし含意等を総合的に検討し、これまでヘッジ会計に関するアプローチがいかなる展開をみせてきたのか、という点について若干の考察を試みるものである。

2. 博士論文の構成

本稿は、第1部と第2部という二部によって構成されている。

第1部「ヘッジ会計の意義と現状」では、一般にヘッジ会計と呼ばれる会計処理法を検討するに先立って、いわゆるヘッジおよびヘッジに関連する項目の意義ないし概念を確認した上で、ヘッジ会計の適用対象の一つである先物契約を取り上げ、その取引構造を詳解し、さらに先物契約を用いたヘッジとそれを対象としたヘッジ会計について検討する。

また、第2部「ヘッジ会計制度化に関する検討課題」では、FASBによるヘッジ会計の基準化に向けた検討作業の推移を追跡し、その過程において産出されたいくつかの概念等を検討した上で、ヘッジ会計に関する最新の「公開草案」において提示されているヘッジ会計を検討する。

つぎに、本稿の構成と内容をさらに説明するために、各章の表題と概要とを以下に示す。

序章「ヘッジ会計に対する問題意識と本稿の構成」では、ヘッジ会計とはデリバティブの認識および測定に関する会計基準の設定上、その検討が避けられない事象である、という認識のもとに、そのようなヘッジ会計に対して、本稿ではどのようなアプローチをとるのかについて、各章の概要とともに提示した。

〈以下の第1章から第3章までが前半の第1部にあたる。〉

第1章「ヘッジ会計の意義と現状」では、ヘッジ会計が対象とするヘッジとは、一体どのような概念なのか。またヘッジとは、どのような要素から構成されるのか。このような原初的な疑問を検討することで、一般的に用いられているヘッジという概念には一種の誤謬が内包されているという点を指摘し、ヘッジ会計の定義についても、そのことを踏まえた定義が必要であるという議論を提起した。

第2章「先物契約の認識と測定」では、ヘッジの手段として用いられるデリバティブの一つである先物契約について、その取引メカニズムを確認し、現行の会計制度上において問題化している、先物契約に係る損益の認識問題を取りまとめた。そしてさらにこの点こそが、ヘッジ会計の導入を促す典型的な問題点であるということを確認した。すなわち、次章以降におけるヘッジ会計の検討のための準備作業を、本章において行ったのである。

第3章「ヘッジ会計の方法と問題点」では、第2章における準備作業を受けて、現行の会計基準(FAS)において既に基準化されている、繰延ヘッジ会計(原始的ヘッジ会計)とその改良型として考えられた、時価ヘッジ会計という二つの会計処理法を、具体的な説例に適用することによって、従来までのヘッジ会計に関する諸論を整理検討した。

〈次の第4章から最後の第7章までが第2部を構成する〉

第4章「ヘッジ会計制度化の動向」では、この原始的ヘッジ会計に対して提起されてきた、いくつかの問題点を解決しようとして、FASBによって試みられた討議内容を概観する。それは、いわば従来の原始的ヘッジ会計に内在する矛盾点を止揚する試みとでもいえるものであり、この作業によっていくつかの代替的ヘッジ会計モデルが提示されたので、本章では、それらに関して比較検討を試みた。

第5章「公正価値会計の導入問題」では、デリバティブをはじめとする、いわゆるオフ・バランスシート項目を、会計上どのように測定したらよいか、つまりその測定属性をどこに求めるのかという問題が提起される。この問題は、ヘッジ会計によるヘッジ効果の測定に関する問題とも関連して複雑な様相を呈しており、そのような状況の下で検討されている測定属性が公正価値という価値概念なのであり、それは市場価格（時価）、再調達価格ないし取替原価、あるいは製品製造原価等といった様々な測定属性とどのような関係にあるのか。その導入によってどのような影響が生ずるのか、などといった点について検討する。

第6章「包括的利益の検討」では、FASBにおけるヘッジ会計の検討作業において登場することとなった包括的利益という概念について吟味する。包括的利益については、歴史的にもすでに相当の議論が展開されてきたにもかかわらず、今日なおヘッジ会計との関連で検討されることとなったのはなぜか。すなわち、その現代的意義とはどこにあるのか、という問題について考察する。

結果的に、少なくとも今日この包括的利益に期待されているのは、現行の損益計算書から排除された諸項目を、再び企業業績の構成要素として財務報告上に取り込む機能であると考えられるが、同様の議論がヘッジ会計にも適用されつつあることを明らかにする。

第7章「ヘッジ会計の展開－問題と含意－」は、本稿のいわば「終章」に当たるわけであるが、その骨子となるのは、FASBによって公表された、最新の「公開草案」にみられるヘッジ会計の特性である。

本章では、この公開草案において、ヘッジ会計に関するFASBの検討作業が新たな「展開」を見せている点に注目する。すなわち、ここではリスクという概念を中心に据えたアプローチがとられているのである。そしてここで検討されているヘッジ会計もまた、いわばリスク指向性とでもいえる特性が付与されており、その点こそが「ヘッジ会計の展開」過程における最新の状況である、ということを描き出すのである。

論文審査結果の要旨

この論文は、日本を含む各国の会計基準設定主体や国際会計基準委員会が緊急課題として進展させている「金融派生商品および類似商品ならびにヘッジ活動に関する会計」の制度化に注目し、主として、先行しているアメリカ合衆国の財務会計基準審議会（FASB）による制度化を考察し、金融商品が急速に多様化するとともに取引金額が急増するにつれて、それに関する開示基準の設定に留まらず認識基準や測定基準の設定にも踏み出さざるをえなくなった同審議会（FASB）の一連の検討作業をかえりみることによって、ヘッジ会計の新しい展開過程を解明しようと試みた論文である。

金融派生商品および類似商品ならびにヘッジ活動は、10年前には会計測定や財務報告の対象とはなっておらず、いわゆる「オフ・バランスシート項目」として扱われていた。しかしながら、それ

に関する情報欲求が高まるにつれて、会計基準設定主体は対応を迫られるにいたり、さしあたり開示基準としての会計基準を設定して対処したが、さらに、それを「オン・バランスシート項目」として扱うべく認識基準および測定基準をも含んだ会計基準の設定に踏み切らざるをえなくなり、「公正価値」や「包括的利益」というような新しい会計概念を包摂した新しいヘッジ会計などを制度化しようと試みるにいたった。このような一連の過程が詳細に説明されている。

アメリカの財務会計基準審議会（FASB）が進展させている「金融派生商品および類似商品ならびにヘッジ活動に関する会計」の制度化の作業は、1996年6月に公開草案を公表する段階には到達したが、会計基準を設定・公表する段階には到達していない。このため、その制度化の過程やヘッジ会計の新しい展開過程について総括することは著者自身の今後の研究課題として残されている。しかしながら、この論文は、新しい会計の制度化が紆余曲折するなかにあって会計関係者の間で「公正価値による金融商品の評価」や「包括的利益計算書の制度化」といった新しい考えが形成され、学界の重要な研究課題にもなりつつあることについて、多くの知見を提示している。

よって、博士論文審査の成績は「合格」と判定する。